



環境社会学会ニューズレター Japanese Association for Environmental Sociology

2020.11.5 第73号 (通算78号)

編集・発行 環境社会学会 <http://www.jaes.jp>
【学会事務局】〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5
アカデミーセンター 国際文献社内
Tel 03-5389-6237 E-mail: jaes-post@bunken.co.jp

ニューズレター 目次

1. 第62回大会(オンライン開催)のお知らせ	1
2. 第32回総会(オンライン開催)の報告	2
3. 第61回大会(オンライン開催)の報告	9
4. 第3回(2020年度)環境社会学会奨励賞の報告	12
5. 第4回(2020年度)環境社会学会奨励賞推薦のお願い	15
6. 編集委員会からのお知らせ	16
7. 震災・原発事故問題特別委員会 研究例会の報告	16
8. 『環境社会学事典』の進捗状況について報告	18
9. 理事会声明の公表	18
10. 事務局からのお知らせ	21

1. 第62回大会(オンライン開催)のお知らせ

今回の大会は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、下記の通りオンラインにて開催します。

【日程】2020年12月6日(日)

【開催方法】オンライン開催

【参加費】無料

【大会スケジュール】

午前 自由報告

午後 シンポジウム

※詳細な時間は、自由報告募集の締切(11/6)後にご案内いたします。

【シンポジウム】グローバル・コモディティの環境社会学

日本の食料自給率はカロリーベースで37%、木材自給率は37%と低い(2018年度統計)。第一次産業は衰退し、多くの農山漁村で人口減少が加速している。二次的自然は荒廃し、その再生に取り組まれている。また、エネルギー自給率にいたってはわずか12%で、再生可能エネルギーの開発など新たな資源活用が試みられている。

一方、日本の低自給率は、資源・商品の輸入・消費と結びつくため、海外の資源開発と表裏一帯の関係にある。とりわけ、豊かな自然資源を有する途上国では、輸出用の資源・商品の開発・生産によって深刻な環境・社会問題が引き起こされていることが多い。このように日本の資源をめぐる環境・社会の課題と途上国の環境・社会問題は、資源・商品の生産・消費を通して関連していることが少なくないにもかかわらず、これまでの環境社会学はそれらを個別に研究してきたように思われる。以上

のような問題意識から、グローバル・コモディティ（国際的に交易される資源・商品）に注目し、その生産と消費の関係性の中から環境・社会問題を捉え、その解決策を検討するシンポジウム「グローバル・コモディティの環境社会学」を企画することにした。SDGsの目標に「つくる責任つかう責任」が掲げられているように、このようなアプローチは今後重要になってくると考えられる。

具体的に、本シンポジウムはグローバル・コモディティの生産と消費の中で生じる環境・社会問題を統一的に捉える方法についての報告と、このような環境・社会問題の解決策として考えられる国際資源管理認証制度とフェアトレードの事例に関する報告から構成されている。事例対象地は、グローバル・コモディティを通じた経済的なつながりが強い日本（消費側）と東南アジア諸国（生産側）を主に取り上げる。

国際資源管理認証制度とフェアトレードの取り組みでは、生産地域の資源利用・保全に生産者以外の新たなアクター（商社、NGO、消費者など）が国境を越えて関与することになり、新たな交渉が生まれ、新たな協働・連帯が試みられることになる。これらは環境社会学の研究領域であって、環境社会学が培ってきた理論と実践知が生かされるべきであろう。しかし、途上国の農村地域には地域特有の経済論理や合意形成の仕組みが存在する可能性があり、日本の事例研究を中心に深められてきたこの分野の理論と実践知がどこまで通用するのか注意深く検討する必要がある。

本シンポジウムが「グローバル・コモディティの環境社会学」という新たな分野の可能性を探る機会になると同時に、関連する既存の環境社会学の理論と実践知を相対化し、議論を活性化するきっかけになることを期待している。

【登壇者（予定）】

報告者：寺内大左（東洋大学）、箕曲在弘（東洋大学）、飯沼佐代子（地球・人間環境フォーラム）

コメンテーター：笹岡正俊（北海道大学）、宮内泰介（北海道大学）

司会：丸山康司（名古屋大学）

2. 第32回総会（オンライン開催）の報告

2020年6月14日の第61回大会に合わせて、同日の15時半～17時半にかけて第32回総会がオンラインで開催されました。初めての形式でしたが、事前郵送された総会資料をもとに、当日もzoomでの画面共有をしながら、宮内泰介会員の議事進行により無事に開催することができました。2019年度決算報告、2020年度事業計画、2020年度予算案、その他の審議事項ともすべて承認されました。詳細は以下の通りです。

■2019年度事業報告

（1）大会・研究例会の開催

- ・第59回大会（企画セッション＋自由報告）（2019.6.8-9, 明治学院大学）
- ・環境三学会合同シンポジウム2019「プラスチック依存社会からの転換」
（2019.7.28, 明治大学駿河台キャンパス）
- ・ISESEA-7 at Seoul National University“Social Actions to Climate Change and Energy Transition in East Asia: Toward a sustainable planet”（2019.10.26-28, ソウル大学）
- ・第60回大会（シンポジウム＋自由報告）（2019.12.8, 明星大学）
- ・2020年度環境社会学会奨励賞の選考

*なお、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2019年度修士論文研究会（2020.3.6, 跡見学園女子大学）は中止に、震災・原発事故問題特別委員会主催の研究例会（2020.3.31, 立教大学池

袋キャンパス)は延期となった。

(2) 学会誌『環境社会学研究』の編集・発行・販売

・第25号の発行、第26号の編集、バックナンバー(1~24号)の管理・販売促進、J-STAGE 搭載

(3) ニュースレターの発行(70・71号)、メールマガジンの発行(405~435号)

(4) ホームページの随時更新、リニューアル準備

(5) 理事会の開催(持ち回り、多数)、研究活動委員会(持ち回り、多数)、編集委員会(持ち回り、多数)、国際交流委員会(持ち回り、多数)、震災原発事故問題特別委員会(持ち回り、多数)、環境社会学会奨励賞選考委員会(持ち回り、多数)。

■会員数の現状と推移

2019年度末 547名(正会員440名、学生会員86名、外国人会員9名、終身会員12名)

【参考】2011年度末621名→2012年度末600名→2013年度末607名→2014年度末590名

→2015年度末571人→2016年度末568名→2017年度末543名→2018年度末564名

■2019年度決算報告

(1) 基本会計

収入			支出		
費目	予算	決算	費目	予算	決算
前年度繰越金	5,063,314	5,063,314	委託費	1,000,000	993,975 *2
会費	3,900,000	3,385,000	事務費	60,000	9,686
学会誌売り上げ	220,000	228,960 *1	郵送費等通信費	250,000	163,436 *3
利息	200	229	印刷費	150,000	188,730 *4
雑収入	0	121,741	会議費	150,000	17,340 *5
			アルバイト費	50,000	0
			学会誌制作費	2,600,000	2,754,228 *6
			J-Stage 登載費	80,000	43,230 *7
			大会・例会補助	100,000	0
			奨励賞賞金等	65,000	64,092
			分担金	50,000	50,000 *8
			予備費	100,000	0
			選挙費	250,000	184,288
			HP リニューアル費	800,000	0
			支出小計	5,705,000	4,469,005
			次年度繰越金	3,478,514	4,330,239
合計	9,183,514	8,799,244	合計	9,183,514	8,799,244

*1 有斐閣売上: 24号 228,960円(212冊) *2 国際文献社 4-3月分 *3 ニュースレター、事務局郵送費
 *4 ニュースレター印刷費 2号分 *5 シンポジウム、奨励賞選考委員会旅費 *6 有斐閣支払い+英文校正謝金
 *7 J-Stage 登載費 *8 社会学系コンソーシアム会費、三学会合同シンポジウム分担金

(2) 事業積立金

	19 年度予算	19 年度決算
2018 年度繰越金	2,061,008	2,061,008
	0	0
2019 年度積立金	0	0
2019 年度末残高	2,061,008	2,061,008

(3) 2019 年度末資産

借方		貸方	
流動資産		負債	
学会事務局振替口座	859,710	前受金 2019 年度会費	24,500
当座預金	3,204,543	未払費用	225,172
定期預金	2,576,666	資本（財産）	
		次年度繰越金	4,330,239
		事業積立金	2,061,008
合 計	6,640,919		6,640,919

*未払費用内訳 1-3 月委託費、NL 印刷費(国際文献) 225,172 円

■監査報告

以上の収支報告について、監事の谷口吉光氏・藤川賢氏によって事前に確認され、収支均衡および事務委託先の書類ミスへの要望に関する但し書きとともに、谷口氏より報告された。

■2020 年度事業計画

(1) 大会・研究会の開催

- ・ 第 61 回大会（自由報告）（2020.6.14, オンライン開催）
- ・ 第 62 回大会（自由報告+シンポジウム）（2020.12.6, 名古屋大学）、修士論文報告会（2021.2 or 3）
- ・ 震災原発事故問題主催研究会「『復興に抗する—地域開発の経験と東日本大震災後の日本』（有志舎, 2018）書評セッション」（2020.5.30, オンライン開催）

*なお第 61 回大会は当初、京都教育大学および京都大学芦生研究林で予定していたが（2020.6.13-14）、エクスカージョンや地域セッションなどの現地開催は中止とした。また、環境三学会合同シンポジウム（2020.6.20, 青山学院大学）も次年度へ延期となった。

(2) 学会誌『環境社会学研究』の編集・発行・販売

- ・ 第 26 号の発行、第 27 号の編集、バックナンバー（1~25 号）の管理・販売促進・オンライン公開

(3) 2021 年度環境社会学学会奨励賞の選考

(4) ニュースレターの発行（2 回程度）、メールマガジンの発行（随時）、ホームページ（随時）

(5) 学会ホームページリニューアル（2019 年度からの持ち越し）

(6) 『環境社会学事典』の出版事業

■2020 年度予算案

収入	2020 年度	2019 決算	支出	2020 年度	2019 参考
費目	予算	(参考)	費目	予算	(参考)
前年度繰越金	4,330,239	5,063,314	委託費	1,000,000	993,975
会費	4,000,000	3,385,000 *1	事務費	20,000	9,686 *2
学会誌売り上げ	220,000	228,960	郵送費等通信費	180,000	163,436
利息	100	229	印刷費	200,000	188,730
雑収入	0	121,741	会議費	100,000	17,340
			選挙費	0	184,288
			アルバイト費	50,000	0
			学会誌制作費	2,200,000	2,754,228
			J-Stage 搭載費	100,000	43,230 *3
			大会・例会補助	100,000	0
			奨励賞賞金等	120,000	64,092 *4
			分担金	20,000	50,000 *5
			事業積立金	0	0
			予備費	100,000	0
			学会 HP リニューアル	800,000	0 *6
収入小計(繰越金を除く)	4,220,100	3,735,930	支出小計	4,990,000	4,469,005
合計	8,550,339	8,799,244	次年度繰越金	3,560,339	4,330,239
			合計	8,550,339	8,799,244

*1 会費値上げ分、学生会員減額措置分を含む *2 会計検査費用含む *3 26号 PDF 化経費 20,000 円、23-24号搭載費計 80,000 円を含む *4 副賞および備品費(候補作品入手費用含む) *5 三学会合同シンポ延期分を勘案 *6 前年度未執行分の依託費

■その他

(1) 会則、会費細則の用語統一

前年度の総会で、学会の会則や規約類の名称を統一すべきであるとの意見を受けて、理事会での検討を経て以下の提案がなされた。異論なく、承認された。

審議事項 1 :

当学会の会則・規約類の用語を次のように統一する。

- ・総会決議事項は、「会則」、「規約」、「細則」とする。
- ・理事会決議事項は、「規程」とする。
- ・委員会決議事項の内容は現状のままでいじらない。ただし、名称のみを「内規」あるいは「申し合わせ」とする。つまり、総会決議事項、理事会決議事項の規約類と同じ名称を委員会決議事項では使わない。

審議事項 2 :

審議事項 1 に合わせて、下記のように現在の規約類の名称および内容を変更する。

- (A) 「環境社会学会終身会員**規程**」の名称はそのままにしておき、新たに「付則 2. 本規程の更には、理事会の議決を要する。」を追加する。
- (B) 「環境社会学会・奨励賞**規約**」の第 4 条を次のように改定する。
(現行) 第 4 条 本賞の選考を行うために、環境社会学会奨励賞選考委員会を設置する。
選考委員の委嘱は、理事会の議を経て、会長が行う。これに関する**細則**は別に定める。
(改定案) 第 4 条 本賞の選考を行うために、環境社会学会奨励賞選考委員会を設置する。
選考委員の委嘱は、理事会の議を経て、会長が行う。これに関する**規程**は別に定める。
- (C) その他の委員会の設置については、奨励賞選考委員会の設置（すでに総会で理事会審議事項として承認済み）と同じく理事会審議事項とする。そのため、「会則」の 7 条の「3 編集委員会規程、国際交流委員会規程、研究活動委員会規程は別に定める。」はそのままにしておき、3 つの委員会規程の付則を次のように改訂する。
(現行) 「付則 この規程の変更は、環境社会学会**総会**の議決を要とする。」
(改定案) 「付則 この規程の変更は、環境社会学会**理事会**の議決を要とする。」
- 参考：「環境社会学会奨励賞選考委員会**細則**」を「環境社会学会奨励賞選考委員会**規程**」と名称変更し、全ての用語を**細則**から**規程**に変更する。この細則は既に理事会審議事項として総会で承認されているので、総会では報告事項。

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大にともなう学生会員への会費減額措置（会費細則の変更）

学生会員の新会費 5000 円を 2500 円とする案（2020 年度限定）、および、これにともなう会費細則の変更（第 1 項に以下の一文を追加）が提案され、承認された。

「ただし特別の必要を認めた場合には、年度内会費に限り、理事会においてこれを変更することができる。その変更については、総会で報告する。」

(3) 会長提案事案

井上真会長の提案による以下 3 事案について、理事会での検討結果が報告された。また、そのうち 2 事案については総会で審議され、実務上の手続きや継続性についての質問があったが、承認された。

1. 実践家・NGO・NPO との連携

理事会で「市民会員」の創設（会則の改正が必要＝総会での議決が必要）について検討したが、他の会員種別との関係性など慎重な検討が必要であるため、会則の改正はおこなわないことにした。

その代わりに、大会で通常の「研究報告」の他に「実践報告」（仮）のスタイルでの発表を受け付け、また「交流ブース」を設けてポスター発表も検討するなど研究活動委員会の裁量範囲内で実行することにした。

2. 社会への発信について

審議事項 1 : 下記の「規程」の是非について。

理事会声明の公表プロセスに関する規程（案）

1. 目的

環境社会学会の特長の一つである生活者（被害者、被災者、地元住民）の視角は少数派の視角でもあるため、なかなか社会の中で大きな力になりにくい。当学会員による研究成果を社会へ発信する主体は学会員個人ではあるが、「理事会声明」として発信すればより大きな力となり、よりよい社会の実現に貢献する可能性が高まる。同時に環境社会学会の研究内容をより多くの人に知ってもらうことで、当学会の社会的認知度の向上につながることを期待する。

2. 声明文作成・意思決定のプロセス

- (1) 発案者（学会員）自身が声明文の原案を作成する。
- (2) 発案者は声明文の原案を理事のうちの最低一名と相談し、原案の内容についてその理事の合意を得たうえで理事会に原案を提出する。
- (3) 理事会は、提出された声明文原案が環境社会学会理事会声明として適切であるかどうか慎重に検討する。その際の基準として、環境社会学の研究に基づく内容であるかどうかを重視する。ただし、すべての主張は政治的であるという認識を前提とする。必要に応じて、理事会が声明文原案を修正し、発案者から合意を得る。
- (4) 当該原案を「環境社会学会理事会声明」として公表するかどうかの判断は、理事会メンバーの4分の3以上の賛成を条件とする。
- (5) なお、声明文は他の団体との共同声明として発信することも可能である。その場合も、上記の(2)から(4)のプロセスを経ることとする。

3. 声明文の公表のしかた

- (1) 理事会声明を学会ウェブサイトに掲載する。その際の表記は次の通りとする。
「（***声明文の題目***）」（環境社会学会理事会声明、***年**月**日）
- (2) 共同声明の場合は他団体と相談して表記を決める。
- (3) ウェブサイト掲載後、可能であれば発案者（学会員）が個人として新聞（全国紙、地方紙等）のコラムに投稿する。その際の文案は声明文と全く同じでなくても良いが、環境社会学会理事会声明がウェブ上で掲載していることを記事の中に明記していただく。

付則：

- ・本規程は2020年6月14日の総会にて承認された。
- ・本規程の変更には、理事会の議決を必要とする。

3. 他学会との連携について

連携する学会の会員が環境社会学会の大会で発表することの是非について検討したが、発表の内容・質の面から問題が生じる可能性があるため見送ることにした。その代わりに、大会等への参加（発表は不可）を前提として、次の3タイプの連携方法を学会の取り組みとして設定した。林業経済学会には、タイプAで相互の連携を深めてゆくことで内々の合意を得ている。

タイプA：覚書なしで下記のような双方向の連携を進める（事務的な連携）。

タイプB：覚書を締結し、下記のような一方向の連携を進める。

タイプC：覚書を締結し、下記のような双方向の連携を進める。

審議事項2：

「野生生物と社会」学会との連携のための覚書（下記）を締結することの是非について。

審議事項3：

当学会として当面の間、上記の3タイプの連携方法を想定し、他学会との連携を推進することについての是非について。

「学会連携に関する覚書」(案)

*****学会（以下「甲」）と環境社会学会（以下「乙」）は、以下の事項について合意した。

1. 甲と乙は複雑化する今日の問題に対応するためには学会の枠を超えた連携が必要であるという認識を共有し、そのための一手段として本覚書を締結する。
2. 両学会は開催する大会および他の行事に対し、連携学会の会員が参加（研究発表は不可）することを奨励する。そのため、両学会は互いを「連携学会」としてウェブサイト上に表記し、会員と同等な条件（参加費）で連携学会の会員が大会に参加できる仕組みを整える。
3. 連携のための具体的な手段は次のとおりである。
 - (1) 両学会はそれぞれのウェブサイト上で連携学会の名称を明記し、学会ウェブサイトへのリンクを設定する。これにより、双方の会員は連携学会の大会等に関して必要な情報を入手することが可能となる。
 - (2) 大会等の日程の決定時、および大会プログラムの決定時など各学会がニュースレターやメルマガ等で会員に周知させている内容については、各学会の事務担当者から連携学会の事務担当者に情報を提供する。各学会の事務担当者は連携学会から受けた内容を会員に知らせる。
 - (3) 両学会の事務担当者は、大会等の終了後に、連携学会からの参加者人数を連携学会の事務担当者に知らせる。
4. 本覚書により甲か乙かのどちらかに不利益等が生じた場合、あるいは本覚書が不要になった場合は、協議により、甲乙の代表者による署名入りの文書をもって本覚書を破棄することができる。

以上を合意した証として、本書を二通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

2020年**月**日

甲 *****学会
会長： *****（会長印）
乙 環境社会学会
会長： 井上真（会長印）

(4) ニュースレターの電子配布（郵送取りやめ）

現状の印刷・郵送コストについて事務局から説明があり、経費削減の観点から理事会での検討結果が報告された。希望者には引き続き郵送をおこなう措置をとることを含め、2021年度からの電子配布が承認された。

(5) 理事選挙のオンライン投票

(4)と同様に経費削減の観点から、提案に至った経緯が事務局から説明された。会員の意志表明の場が損なわれることのないよう、公平性や匿名性、セキュリティの点に留意し、2021年度の理事選挙からオンライン投票とすることが承認された。

3. 第61回大会（オンライン開催）の報告

(1) 大会報告

研究活動委員会委員長 茅野恒秀（信州大学）

第61回大会はかねてより京都大学フィールド科学教育研究センター芦生研究林と京都教育大学を会場にエクスカッション型での開催を計画し、メールマガジン433号（3月1日発行）にて自由報告募集を開始しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の社会状況に関して理事会および研究活動委員会で協議を行い、4月6日、現地開催中止の判断に至りました。

会員の皆様の研究発表機会を確保するため、自由報告を6月14日（日）にオンラインで開催し、2部会7件の自由報告が行われ、約100名のご参加をいただきました。

初のオンライン開催で不慣れな点が多々あり、ご面倒をおかけしましたが、部会の司会をお願いした福永真弓さん（東京大学）と湯浅陽一さん（関東学院大学）の円滑な進行、また各報告者の魅力ある報告により、充実した大会となりましたこと、御礼申し上げます。

なお今回は参加費無料とし、大会開催に伴う収入・支出の報告はありません。

自由報告担当：川田美紀（大阪産業大学）

オンライン開催ホスト担当：茅野恒秀（信州大学）

(2) 自由報告（部会A・B）の報告

【部会A】社会・地域の持続可能性

司会 福永真弓（東京大学）

1. 強い持続可能性の観点から見た包括的富指標と資本主義についての一考察
笠原恵美（武蔵野大学大学院）
2. なぜコロナ禍によって大量生産・大量消費システムの「中核」が破壊されたのか？－「成長の限界」論の視点から－
谷口吉光（秋田県立大学）
3. 持続可能なフードシステムに関する学習に果たすアクティブ・ラーニングの継続的効果：
秋田県立能代松陽高校における実践から
太田和彦（総合地球環境学研究所）、谷口吉光（秋田県立大学）
4. 地域社会における「海女文化の保存振興」の受容過程－三重県鳥羽市の事例から
吉村真衣（三重大学）

【部会B】環境被害とリスク

司会 湯浅陽一（関東学院大学）

1. 市民の環境リスク観・支持政党・脱原発意識の構造分析—日本・台湾・韓国における定量的国際比較研究—
王詩琪（明治大学）、佐藤圭一（ヘルシンキ大学）
2. 災害廃棄物の仮置場設置に関わる要因の探索的検討
金太宇（関東学院大学）、前田豊（信州大学）、石田淳（関西学院大学）、土屋雄一郎（京都教育大学）、福田雄（ノートルダム清心女子大学）、濱田武士（関西学院大学）
3. 残ることの被害—原発自主避難者の生活史を通して
坂本唯（立命館大学大学院）

【部会A報告】社会・地域の持続可能性

司会：福永真弓（東京大学）

第一報告「強い持続可能性の観点から見た包括的富指標と資本主義についての一考察」（笠原恵美・武蔵野大学大学院）は、包括的富指標の資本主義との親和性の高さを指摘し、包括的富指標をSDGsの成果指標とすることを批判的に問う研究だった。フロアからは、分析の軸になっている「弱い持続性」「強い持続可能性」の背景理論、「包括的富」を批判的に捉える必要性も指摘された。これらのコメントと対をなすが、発表の中で批判された資本主義について、その多様な分化と形態が、人びとの生活を構成する要素として複雑に浸透している側面を捉えることも、今後の課題ではないだろうか。

第二報告「なぜコロナ禍によって大量生産・大量消費システムの「中核」が破壊されたのか？：「成長の限界」論の視点から」（谷口吉光・秋田県立大学）では、フロアから以下のコメントが寄せられた。金融・デジタル経済の発展によって、時にパターンリスティックに、時に共犯関係的に、権力性や世界政治・経済の中心性も再編されている。こうした再編やグローバル化のベネフィットとして何が受容されてきたかを見ることで、より具体的なトレードオフ関係が明らかにできるのではないか。また、南北問題や植民地主義の関係性、新しい階層化、労働そのものの世界的な変容も分析の対象とすることで、より考察を深められるのではないか。こうしたコメントは、破壊されたとみなされた「中核」が別様に再編される可能性も示唆している。さらなる議論の発展が期待される。

第三報告「持続可能なフードシステムに関する学習に果たすアクティブ・ラーニングの継続的効果：秋田県立能代松陽高校における実践から」（太田和彦・総合地球環境学研究所、谷口吉光・秋田県立大学）では、フロアから、IPCCなどが示すグローバルなシナリオとローカルなフードシステムをつなぐ具体的な言葉への翻訳や、地域の地元教育との接合がいかに行われたかについて質問が寄せられた。近年、環境ガバナンスで議論が進む変容可能性について、本研究で見いだされた社会的学習の機能や継続性がもたらす価値の埋め込みの分析を通じて理論的貢献できるのではないか、というコメントもなされた。

第四報告の「地域社会における『海女文化の保存振興』の受容過程—三重県鳥羽市の事例から」（吉村真衣・三重大学）では、フロアから、地域の権力構造や漁協の中での意思決定の内実などの表層の奥にある歴史的な複雑さを描くことで、保存と受容のミクロなダイナミズムをもっと明らかにできるのではないか、という指摘があった。発表後半が駆け足になったことも惜しまれた。観光振興と漁業振興の異なるミクロなダイナミズムから、組織・制度にはたらく「保存」の力学や、脱文脈化／再文脈化のポリティクスのなかで露わになる海女の身体性とその意味の相克など、今後の理論的展開が期待される。

【部会 A 印象記】

浅岡みどり（立教大学大学院）

部会 A では「社会・地域の持続可能性」をテーマに 4 報告が行われた。第 1 報告（笠原恵美氏）は、SDGs の成果指標において、資本主義と親和性が高い、弱い持続可能性の観点に立った包括的富指標を政策決定、資本測定に使用することへの再検討を迫る興味深い報告であった。

第 2 報告（谷口吉光氏）は、コロナ時代を社会学がどのように捉えられるかという示唆に富む内容であった。谷口氏は、新型コロナウイルスが、グローバル経済、大量生産を推進してきた産業社会、都市を直撃し、人の長距離移動と密集を制限したことを指摘。コロナによる社会規範への変化は、気候変動問題などと異なる側面から、持続可能性の課題に人々を引き合わせると共に、今後の研究テーマとなることを予想させた。

第 3 報告（太田和彦氏、谷口吉光氏）は、30 年後の理想の食卓を考える取り組みとして、秋田県立能代松陽高校生とフードチェーンに関わる聞き取り調査を行い、一年後の振り返りを踏まえて学習者の変化を考察した貴重な報告であった。質疑応答でも議論されたが、「持続可能性」という用語使用によるイデオロギーをいかに乗り越えるかは、環境教育の批判的カリキュラム理論に通じるもので、教育において引き継がれる課題であることを再確認した。

第 4 報告（吉村真衣氏）で興味深かったのは、漁業振興を主にする三重県鳥羽市石鏡町の海女たちが、閉鎖的な技術継承で成り立ってきた強固な共同体であるにもかかわらず、文化保存振興の政治圧力により地域おこし協力隊を受容したところである。政策側とは異なる、海女の語りから外部者を受容した過程と葛藤を読み解けたら面白いと感じた。

今後の事例研究は、ウィズコロナ下での調査のありかたを模索することになる。今回の報告は、フィールドワークが頓挫している博士課程の筆者にとって研究を見直す機会となった。最後に、オンライン開催にご尽力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

【部会 B 報告】環境被害とリスク

司会：湯浅 陽一（関東学院大学）

本部会の第一報告は、王詩琪氏（明治大学）・佐藤圭一氏（ヘルシンキ大学）による、「市民の環境リスク観・支持政党・脱原発意識の構造分析」である。本報告は、日本・台湾・韓国を対象に実施した調査をもとに、福島第一原発事故以降の市民行動の変化や環境リスク意識の状況、および、これらが脱原発志向や支持政党の選択に与えた影響を捉えようとしたものである。分析からは、日韓では原発事故への不安から行動を変化させ脱原発意識をもった市民がいたものの台湾ではそうした傾向がみられなかったこと、行動変化やリスク観は支持政党に影響があるとともに、支持政党ごとに脱原発意識のパターンが異なるなどの結果が得られている。参加者からは、台湾の結果の解釈や、脱原発保守層のうごきに関する質問が出された。

第二報告は、金太宇氏（関西学院大学）・前田豊氏（信州大学）らによる「災害廃棄物の仮置場設置に関わる要因の探索的検討」である。この報告は、環境省が実施した災害廃棄物に係るアンケート調査の結果をもとに、全国の自治体における災害廃棄物の仮置場の候補地の選定が済んでいるところとそうでないところの差を、過去の災害経験や地理的条件の差によって分析したものである。結果からは、過去の経験が選定を促すという効果はみられたものの、地理的条件による差はあまりみられなかった。参加者からは、事務組合を形成している自治体はどう扱われるのか、どのような事例調査が実施されるのかなどの質問が出された。

第三報告は、坂本唯氏（立命館大学大学院）による「残ることの被害-原発自主避難者の生活史を

通しで」である。この報告は、福島から関西圏への自主避難者である一人の女性に焦点を合わせ、故郷が消滅するのではなく、汚染された状態で残り続けていることによる被害を検討したものである。報告では、今の生活と避難元での暮らしとのあいだでの葛藤を感じながらも、布を貼り合わせて故郷の絵を作ることでふるさとの喪失を取り戻そうとしている女性の姿が示された。参加者からは、インタビュー対象者との距離感や布で絵を作る作業への意味付与の仕方、汚染された故郷が残っていることゆえの苦しみという捉え方への質問が出された。

【部会B印象記】

王 黛茜 (名古屋大学大学院)

今回はコロナ禍の影響で初のオンライン開催となり、これまでの対面式の学会とは異なる印象を受けた。オンラインで資料が共有され、音量・画面などが調整でき、報告内容と質疑応答が聞き取りやすかった。チャットに質問を書き込むことによって、司会が質問数と内容に応じて時間を把握・調整し、部会もスムーズに進んだ。しかし、質問の書き込みや通信状況などにより、質疑は対面式の時より時間がかかり、それを配慮するためフロアからの発言が抑えられる恐れがあると感じた。例えば、私のような院生からの質問はほぼなかった。院生からの質問が少ないのは対面式の時も同様ではあるが、対面式であれば、聞けなかった質問は部会終了後にその場で報告者に聞くことができる。それに対しオンラインでは部会終了で参加者はすぐに退出するため、報告者などと直接雑談する機会がなく、それゆえ議論の深まりに限界があるように思われた。例えば、私は第1報告の王さんの研究に関心を持ち、対面式であれば、その場で雑談できたが、今回それができなかったのは残念だった。

当部会の報告内容に関して述べると、第1報告では示唆に富んだデータの結果と解釈が提示されたが、三か国（地域）の政治環境、政権交代時期、脱原発の進捗などが異なるため、何を基準に比較するのか、比較の意味に疑問を抱いた。第2報告は検証と結果が分かりやすかったが、地域住民は何を問題視するのか、それは仮置場設置とどう関連するのかが気になった。第3報告はマイクロから被害の深さを描きだし、「残ってしまうこと」の被害と、個人による故郷の取り戻しという指摘が興味深かった。「残ることの被害」と「取り戻す実践」の関係性や、個人による取り戻しの実践は集合的な実践と比べていかに特殊なのかという点で、さらに議論を深められると感じた。

部会全体として、量的研究と質的研究とも揃い、国際、地域、個人という異なるレベルから環境被害とリスクを考えさせる機会であった。いずれも中間的な報告であると見受けられ、さらなる調査、分析と検討を待ちたい。

4. 第3回（2020年度）環境社会学会奨励賞の報告

西城戸 誠（法政大学）

第3回環境社会学会奨励賞が以下の通り授与されました。推薦して下さった会員のみならず、ご多忙の折に審査にあたっていただいた会員の皆さまに、この場を借りて御礼申し上げます。第4回環境社会学会奨励賞にも積極的なご推薦をお願い申し上げます。以下は選考理由と受賞者の言葉です。

《選考作品》

根本歩美著『森を守るのは誰か—フィリピンの参加型森林政策と地域社会』新泉社、2018年刊行。

《選考理由》

選考委員会は、推薦委員・会員から推薦された作品のうち、受賞資格・選考対象の条件を満たす著書5点それぞれを詳細に検討し、厳正な選考の結果、全員一致で本作品を第3回環境社会学会奨励賞「著書の部」の受賞作品に選出した。

本書は、フィリピン・ルソン島の一村でフィールドワークを元に、フィリピンに導入された住民参加型森林政策と村落レベルでの対応に焦点を当て、「参加型森林政策」という政策が、現場森林官と住民とによって、どのように現場独自のルールや仕組みを生みだしているかを詳細に描き出している。特に政策実施のための利害調整のなかで国家・援助機関・住民のあいだで双方向的なやりとりが行われていることに着目し、国家の形式知と住民や森林官の経験知が複雑に混ざり合うなかで、現場独自のルールが生み出されていることを明らかにした。そして、意図せざる政策実施を現場での新たな制度化と捉え直し、その可能性を論じた。

長年の丹念なフィールドワークに基づいた「分厚い記述」によって、この地域の魅力的なエスノグラフィになっている。また、森林に関する自然資源政策に関する研究において新たな論点と分析枠組みを提示するだけでなく、社会学的な政策研究として示唆に富む。さらに本書では、本文以外にもコラムを設置するなど、専門書でありながらも読みやすい工夫もされており、全体として書籍の完成度が高いと評価された。

第3回（2020年）環境社会学会奨励賞選考委員会委員長 寺田良一

《受賞のこぼし》

この度は、奨励賞（著書の部）に選定いただきまして、大変光栄に思っております。これまでご指導ご支援くださった皆様、フィリピンで調査を受け入れてくださりご教授くださった皆様に、心より感謝を申し上げます。

拙著は、フィリピンの一農山村を事例に、住民参加型森林管理政策の実施要因を分析したものです。とくに、国家・援助機関・住民のあいだの利害調整に着目し、その中で形式知と暗黙知が混ざり合いながら、現場独自のルールが生み出される過程を明らかにしました。このような意図せざる政策実施を現場の制度化と捉え直し、分析するための枠組みを提示しようとしたものです。

これらがどのくらい、社会の一助となれるのかわかりませんが、本賞を励みに、そしていつかは次世代を励ます役目を担えるよう、より一層努力して参ります。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

梶本歩美（国際教養大学）

《選考作品》

寺内大左「焼畑先住民社会における資源利用制度の正当性をめぐる競合——インドネシア東カリマンタン州・ベシ村の事例」『環境社会学研究』22号、2017年刊行。

《選考理由》

選考委員会は、推薦委員・会員から推薦された作品のうち、受賞資格・選考対象の条件を満たす論文5点それぞれを詳細に検討し上位2点を選び出し、厳正な選考の結果、全員一致で本作品を、他の一点とともに、第3回環境社会学会奨励賞「論文の部」の受賞作品に選出した。

本論文は、インドネシアにおける住民参加型の資源管理政策において、重要アクターである先住民社会の内部では慣習的な資源利用制度の混乱が生じている状況を踏まえて、合議によって集団内で維持・変更される資源利用制度ではなく、日常の資源利用の習慣や暗黙の了解といった極めて捉え

にくい制度を対象に、1) 先住民社会における資源利用制度の正当性の成立要件、2) 開発や政変の中で生じた正当性の競合、3) 合議なく社会に普及する制度変化のメカニズムを、長期のフィールド調査に基づき明らかにしている。

長期のフィールドワークに基づいて分厚いデータを十分に生かしながら、資源共同管理の議論にも確実な一石を投じる論文である。本文中の図表は、大量の分厚いデータを集約的かつコンパクトに整理、提示がなされ、模範的なものになっている。

理論的には、資源管理をめぐる正当性（レジティマシー）のダイナミズムとそのメカニズムという、求められているけれども決定的な研究が少ないものについて、確実なデータのもと詳細かつ堅実な議論がなされている。土地保有に関するリアリティを踏まえており、その内容は複雑で初見者には難解であるものの、論理的であり、かつ先住民社会の課題を抽出し、住民参加型の資源管理に対する政策的なインプリケーションまで示している。理論、実証、政策提言がワンセットになった優れた研究として評価される。

第3回（2020年）環境社会学会奨励賞選考委員会委員長 寺田良一

《受賞のことは》

この度は拙論を環境社会学会奨励賞（論文の部）に選んでいただき、大変光栄に思います。ご指導くださった方々、査読者の方々、編集委員の方々、選考に携わってくださった方々に感謝申し上げます。本論文は、インドネシアの焼畑民の資源利用の制度（習慣や暗黙の了解）が、民主化・地方分権化といった政治変化や企業の開発の影響の中で、どのように変化しているのかを明らかにしたものです。現場の多様で複雑な動きを、限られた紙幅の中でどう表現するか、大変悩み、苦勞しました。環境社会学の正当性の概念を援用し、ある程度現場の実態を表現することができたと思うのですが、この事例を踏まえてコモンズのレジティマシー（正当性／正統性）に関する議論に対して理論的に十分貢献できているとは思っていません。今後は事例研究を通して環境社会学の理論にも貢献できるようにしていきたいと思っています。引き続きご指導・ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。

寺内大左（東洋大学）

《選考作品》

佐藤圭一「日本の気候変動対策におけるプライベート・ガバナンス—経団連「自主行動計画」の作動メカニズム」『環境社会学研究』23号、2017年刊行。

《選考理由》

選考委員会は、推薦委員・会員から推薦された作品のうち、受賞資格・選考対象の条件を満たす論文5点それぞれを詳細に検討し上位2点を選び出し、厳正な選考の結果、全員一致で本作品を、他の一点とともに、第3回環境社会学会奨励賞「論文の部」の受賞作品に選出した。

本論文は、気候変動対策をめぐる経団連の「自主行動計画」を事例に、業界団体と個々の企業の自主的取り組みを分析することを通して、民間セクターによる環境ガバナンスの作動様式の実態を追究している。経団連の自主行動計画は、各企業への誘因や、企業側があまりにも低い目標は出しにくいような体制をつくるメリットの一方で、フリーライダー化する脱落企業を出さないために不利な企業にあわせる「保守化フィルター」や「政府の影」を利用するある種の従属性などのデメリットを持つことを示したものである。

本論文は、環境社会学において相対的に蓄積が乏しい気候変動問題をテーマとして取り上げ、ジャーナリスティックな記述におぼれるのではなく、論理的な社会科学的な分析を行っている。特に

質的・量的データを組み合わせ、日本独自の環境ガバナンスの作動様式を段階的な分析の手続きによって析出し、環境ガバナンスの長所と限界を論理的に、説得的に示している点も完成度が高い論文として評価できる。

第3回（2020年）環境社会学会奨励賞選考委員会委員長 寺田良一

《受賞のことば》

この論文は、世界最大規模ともいわれる日本の産業界による「自主的」な温室効果ガス排出行動が成り立つのはなぜなのかを、歴史制度論的・関係論的な視点から分析したものです。広範化・個別化する環境問題に対処するための重要な手段の一つとしてプライベート・ガバナンスへの注目は世界的に高まりつつあります。この論文は、そのガバナンスが成立する条件、そしてそのアンビバレントな含意を、事例に即して明らかにしようとしたものでした。企業集団はフィールドではありませんが、地理的にまとまったものではなく、密着取材もできません。そのため、断片的なインタビューからの知見と理論をどのように接合しながら「フィールドのロジック」を浮かび上がらせるのか、苦労しました。日本の環境社会学の手法を引き継ぎつつも、やや異色の対象・理論・分析法を用いている本論文を研究奨励賞に選んでくださったことに、環境社会学の懐の深さをとても感じています。どうもありがとうございました。

佐藤圭一（ヘルシンキ大学＝受賞当時、一橋大学＝現在）

5. 第4回（2021年度）環境社会学会奨励賞推薦のお願い

第4回の奨励賞の選考をおこないます。受賞資格者および選考対象等は次の通りです。

- 目的：環境社会学に関する、将来性に富み、奨励に値する、優れた研究業績を顕彰するために、環境社会学会奨励賞（著書の部、論文の部）を設ける。
- 受賞資格者：2021年4月1日時点の年齢が45歳未満（書籍の部）／40歳未満（論文の部）の環境社会学会会員とする。
- 選考対象：著書の部は単著書、論文の部は単著論文。ただし、2017年7月1日から2020年6月30日までの3年間に公開された研究業績。
- 推薦：選考委員会の下に設置される推薦委員による推薦、および会員の自薦・他薦を受ける。

以上に基づき、受賞候補作品の推薦をお願いいたします。

推薦の方法

1) 推薦書

- a. 表彰区分（著書の部、または論文の部）
- b. 候補者の氏名、生年、現在の所属、修士・博士（後期）課程の大学・課程名。
- c. 候補業績の文献情報（『環境社会学研究』の参考文献の記載方法に準じる）
- d. 推薦理由書：業績の概要を含めて300字以内。
- e. 推薦者の情報：氏名、所属、E-mail アドレス

2) 対象業績の提出

- a. 著書の部の場合は、提出不要。
- b. 論文の部の場合は、当該論文のPDFファイル。
ただし、『環境社会学研究』所収論文の場合はPDFの提出不要。

上記の1) 2) を、電子メールで次の2名宛てに送付してください。

推薦書等提出先：西城戸誠（法政大学／選考委員会事務局／理事）：nishikido@hosei.ac.jp

締め切り：2020年11月20日（金）必着（昨年度までと異なり、1カ月早くなっています）

6. 編集委員会からのお知らせ

編集委員会委員長 大塚 善樹（東京都市大学）

1. 『環境社会学研究』第26号の編集状況について

第26号では計10本の論文投稿をいただきましたが、大変残念ながら審査を経て掲載できた論文は2本に留まりました。この問題については編集委員会内で意見交換を行い、その内容を編集後記でお知らせいたします。会員の皆様、とくにこれから本誌への投稿をお考えの方は、是非お読みいただくと幸いです。

今号の特集は、昨年12月に明星大学で開催された第60回大会のシンポジウム「気候変動と専門家」に基づいています。シンポジウムでの報告を発展させた論考5編を掲載いたします。そのほか、昨年度は会員の皆様による優れた著作が多く刊行されたことから、6組の書評論文とそのリプライをいただいております。こちらもご期待ください。

現在、原稿はすべて揃い、最終段階の校正と編集を進めておりますが、皆様のお手許に届くのは12月初旬になると思われまます。若干の遅延が生じることをご了解ください。

2. 『環境社会学研究』27号への投稿について

8月15日と9月15日のメールマガジンでお知らせしましたように、『環境社会学研究』27号（2021年秋発行予定）への投稿受付（1回目）を9月10日（火）から30日（月）に行いました。

第2回目の締め切りは従来どおり来年の1月31日です。投稿される方は、環境社会学会のホームページに記載されている投稿規定、執筆要綱を熟読し、書式見本例を必ず参照のうえ、2021年1月10日（日）から31日（日）の受付期間中に、電子メールで編集委員会（editorial_office [アットマーク] jaes.jp）まで原稿をお送りください。投稿の際には、メール本文に、①投稿種別、②題目（副題を含む）、③著者全員の氏名、④著者全員の所属、⑤筆頭著者の連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）を記載してください（②～④には英語表記も添えてください）。また、編集作業の円滑化のため、学会ホームページ記載のフォーマットを用いて原稿を作成してください。

なお、24号より投稿規定が変わり、連名での投稿の場合は、筆頭著者以外の共著者に非会員を含むことができるようになりましたのでご確認ください。編集委員会では、みなさまからの投稿をお待ちしております。

7. 震災・原発事故問題特別委員会 研究例会の報告

震災・原発事故問題特別委員会委員長 大門信也（関西大学）

2020年5月30日(土)、『復興に抗する——地域開発の経験と東日本大震災後の日本』(有志社、2018年)の書評セッションがオンラインで行われた。当初、3月30日立教大学で開催予定であったが、コロナ禍のため延期となった。41名の申し込みがあり、当日欠席が6名であった。編者の中田秀樹氏と高村竜平氏による解題、廣本由香氏と小山田和代氏によるコメント、そして全体討論を行った。

中田氏は、本書の背景や経緯について、「自ら被災地の周辺たる立ち位置を暮らす者」の模索の結果として、地域の歴史や個人の生活史の「個別性の探求」を徹底する本書の姿勢が生まれたことを説明した。高村氏は、本書の構成について、より直接的に「被災地」と呼べる地域の事例からはじまり、「消費者」の章を経て、間接的に(しかし決定的に)3.11とかかわる地域の事例が描かれる、という特徴について説明した。また発刊後の本書への反応についても紹介した。

廣本氏は、「間接化」と「災間」を補助線として、被災地の局限化や社会的排除によって「平時」が偽装され、それに「消費者」が加担する構図を本書に見出す。そして「平時」を偽装する「プロセスに抗する」手法として本書が採用した生活史を評価した。小山田氏は本書が、「時間」を重視していた点、地域史の連続性/断絶性を浮き彫りにした点、さらにフクイチの日系ブラジル人労働者が終章で取り上げられた点に着目した。とくに、かつて満州から六ヶ所村へ入植したのちふたたびブラジル移民となった人たちの歴史に言及しつつ、「かつて・そこ」を去った人たちが、開発主義を介してまた、ともに存在するという可能性に言及した。

全体討論では、「個別性の追求」という戦略が議論の焦点となり、属地主義をとるのか属人主義をとるのか、といった論点も浮上した。また本書タイトルの「抗する」の主体は誰なのか、という論点も議論された。最後に、4名の登壇者および参加者の皆様、また実行委員として企画の立ち上げから当日まで、ご活躍いただいた友澤悠希氏、黒田暁氏にも心から感謝申し上げたい。廣本氏の書評論文と編者リプライが、今年発行の環境社会学会の最新号に掲載される。ぜひご一読されたい。

【研究例会印象記】

西崎伸子(福島大学)

編者らは「だれでもがんばれば読める本づくり」を目指したという。参加者の多くは研究者/専門家であったが、編者らが想定していた読者の反応を知りたいと思った。それは、生活史/地域史として「被災地」を描く本書の手法が「被災地」の人々の共感をえやすい反面、地域開発の経験を俯瞰する記述(=問題の核心)についての反応にわたし自身が関心をもっていたからである。

「被災の時間」だけで復興を語ることや、恣意的に「被災の空間」を線引きすることへの編者らの違和感は、ストーリーや枠組みを準備して3.11直前にだけそれにあうコメントや情報を現地に求めるメディア等を感じる違和感とも共通する。また、地域社会に大きな開発計画がもちあがったときに、抗ったり、受け入れたり、分断が起きたりといった複線的なプロセスと複雑な感情が生じる経験は地域社会でよく見られることであろう。その一方で、地域開発を俯瞰的にみることこそ浮かび上がるその地域の辺境性や排他性などは、廣本氏が言及していた「平時」を装う社会においてはなおさら共感が得られにくように思えた。ここに目を向けると強い痛みをとまなうことになる。その意味で、高村氏が、秋田県小坂町でのシンポジウムで「放射性物質の受け入れを反対する町民の会」の活動について報告した際、地元の方々の反応が薄かったというエピソードは非常に興味深かった。

例会では、災間、間接化、社会の溜め、多文化主義の再考など書き留めたいコメントやそれへの応答が複数あった。一つとりあげるとすれば、小山田氏からの「いま、ここにいない人をどう描くのか」という生活史を採用した手法への問いである。大量生産・消費・廃棄社会に必要な労働力を

日系ブラジル人が担う実態が紹介されており、辺境性や排他性の問題が時間・空間的に広がりをもった。「当事者性」の意味合いについても再考を促されたように思う。「当事者とは言い切れないけれども傍観者ではられない」とする編者らの立場性は出版後になんらかの変化はあったのだろうか、と思った。

来年3月で東日本大震災から10年を迎える。「東日本大震災からの復興」というフレーズがすでに使い古されたかのように扱われ、時（とき）で刻み、空間で区切ろうとする力はより大きくなるだろう。誰にとっての復興なのか、誰が何に抗するのかという質疑応答での編者らへの問いかけは、私を含めて参加者すべてに自問自答を促したにちがいない。

8. 『環境社会学事典』の進捗状況について報告

6月の総会にて、学会編としての刊行を承認いただきました『環境社会学事典』（丸善出版）について報告いたします。まず、自薦他薦による編集メンバーの募集を経て、編集体制は以下のように確定いたしました（以下、敬称略）。

【編集委員長】井上 真

【副編集委員長】浜本篤史

【編集委員】青木聡子、朝井志歩、足立重和、大塚善樹、金沢謙太郎、熊本博之、黒田暁、篠木幹子、菅豊、関礼子、大門信也、立川雅司、立石裕二、谷口吉光、茅野恒秀、土屋雄一郎、富田涼都、友澤悠季、西城戸誠、原口弥生、福永真弓、藤川賢、藤村美穂、舩戸修一、堀田恭子、堀川三郎、牧野厚史、松村正治、丸山康司、三上直之、宮内泰介、宮本結佳、家中茂、山本早苗、湯浅陽一

【編集顧問】池田寛二、海野道郎、嘉田由紀子、鬼頭秀一、谷口吉光、寺田良一、鳥越皓之、長谷川公一、古川彰、宮内泰介

また、この間に、編集顧問の先生方にご意見をいただきながら、5回にわたる編集会議を開き、章構成を確定させることができました。各項目の執筆候補者の方には、各章担当の編集委員より依頼がありますので、連絡がありましたらご協力いただけますとありがたく存じます。その後は、2021年春に第一稿を仕上げ、学会設立30周年を迎える2022年秋の刊行を目指して進めてまいります。

なお、印税について、初版は丸善出版の基準に従い「編集委員+執筆者」で按分し、重版以降は、基本的に編集委員からの寄附の形で学会収入とさせていただくことになりました。

9. 理事会声明の公表

6月の総会で承認された「理事会声明の公表プロセスに関する規程」に基づき、9月24日、10月6日にそれぞれ以下の理事会声明を出しましたのでご報告いたします。

（1）福島第一原子力発電所事故発生から10年の経過をふまえた被害者救済のあり方について（2020年9月24日）

福島第一原子力発電所事故からあと数か月で10年に届こうとするなか、事故の被害者による集団訴訟が全国各地の地裁・高裁、また最高裁で進んでいる。本声明は、国の原子力損害賠償紛争審査

会の指針（以下、原賠審指針）が、原発事故による被害者の将来にわたる救済をはばむ障壁となることのないよう、当事者である原因企業、行政、そして司法に対して認識を促すものである。

原賠審指針は、可能な限り早期の被害者救済に寄与すべく策定されたが、損害の全てを網羅したものではなく、状況の変化に応じた見直しがありうること、原因企業の柔軟な対応が求められることをも示している。

にもかかわらず、被害の実態を狭くとらえ、その広がりや多様性・多面性を十分にふまえないままに「解決した」「終結した」とすることは、将来的には問題をより複雑化させ、その解決を遠ざける危険性がある。その危険性を回避するためには、とくに、(1) 被害の過小評価、(2) 被害の潜在化とその放置、(3) 「被害にもとづく賠償」から「賠償総額にもとづく抑制された被害認定」への逆転、の3点に留意すべきである。

(1) 被害の過小評価

原賠審指針は、最低限賠償されるべき損害を示すガイドラインであり、被害の総体をカバーするものではない。にもかかわらず、原因企業は、ADR や裁判において、十分な賠償を定めた基準であるかのように援用し、被害を過小評価している。

環境社会学の被害研究の教えるところでは、環境汚染にもとづく被害は、家族生活や地域生活といった社会的な関係性において増幅し、それらが個人の生活に多様な形でふりかかってくる。またこうした社会的増幅は、汚染物質に曝露されていない周辺の人々を巻き込み、二次的な被害をもたらす。

福島第一原子力発電所事故（福島原発事故）被害者による集団訴訟において提起されている「ふるさと喪失（ふるさと剥奪）」という社会関係の次元を視野に入れた損害の指摘は、まさに環境社会学が捉えてきた被害の社会的増幅を司法の場で可視化するものである。問題は、こうした被害の総体を到底カバーしているとはいえない原賠審指針を、原因企業がADR や裁判において十分な賠償を定めた基準であるかのように主張している点である。このような損害賠償の判断は、社会関係のなかで増幅され個々人の生活の様々な局面に入り込む被害の実態を過小評価することにもなりかねない。

被害は、公害問題における婚姻差別が典型であるように、福島原発事故によって設計を変更せざるを得なかった人生の歩みのなかで折々に現れ、時間的に長期にわたって様々な形で社会的に増幅されうる。現時点で顕著に現れている被害だけでなく、将来的な被害も視野に入れた救済策が講じられるべきである。

(2) 被害の潜在化とその放置

原賠審指針は、生活全般にわたる被害を不可視化するだけでなく、被害を訴える行為を自己抑制させ、これにより被害の潜在化と被害放置を将来的にも拡大させていく懸念がある。

環境社会学における公害研究は、これまでに理不尽な差別や攻撃など、被害を訴えることにもとなう様々な二次的被害を避けるために、「被害者が被害を隠す」ことによる被害の潜在化という問題を明らかにしてきた。またそうした事態は、水俣病認定制度の例に示されるように、救済のための制度によってむしろ促進されてしまうことも明らかにされてきた。被害の潜在化や被害放置は、結果的に問題の長期化につながっており、被害者のみならず原因企業や行政、そして地域社会にとつて長期間にわたり大きな負担となっている。

福島原発事故においても、この被害の潜在化および被害放置が生じていることが懸念される。第一に、原賠審指針にもとづく被害の過小評価は、必然的に被害の潜在化を引き起こすことになる。

第二に、原因企業の和解案拒否によって ADR の打ち切りが相次ぎ、被害者が改めて裁判に訴えざるをえない状況も、被害の潜在化と放置を促進させている。第三に、裁判などでしばしば主張される、原告側の訴えを「一部のものに過ぎない」とする加害者側の言い分は、被害の潜在化の問題を看過し、被害放置を拡大させる契機をつくりだしている。

(3) 「被害にもとづく賠償」から「賠償総額にもとづく抑制された被害認定」への逆転

原発事故による被害の賠償は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法にもとづいて、国が同機構を通じて原因企業に賠償原資を資金交付する仕組みになっている。そのため、本来の「被害の考量にもとづく賠償の決定」という過程から逸脱し、「賠償の総額への配慮にもとづいて被害の考量の制限が加えられる」という逆転現象が生じ、被害の過小評価や被害の潜在化・放置が進行しているのではないかと懸念される。

被害者の救済は、本来であれば、まず被害の大きさが考量され、それにもとづいて加害者による賠償の大きさが決められる形で行われるべきである。しかし、水俣病事件にみられるように、これまでの公害事件においては、逆に、賠償の総額（の抑制）が個々の補償を判断する前提となり、認定される被害の大きさを左右するという現象が生じてきた。そして、このため問題の解決が先送りされるという状況が生じた。

原発事故の被害者救済についても、賠償の早期打ち切りが進められ、賠償総額の抑制が図られているのではないかと懸念される。このような対応が続けば、被害放置状況が今後長期にわたり生じることになる。このような事態を回避するためには、現行の原賠審指針の中身と運用を抜本的に見直し、「被害にもとづく賠償」を適切に行うべきである。

政府が東日本大震災の「復興期間」とする 10 年が経過しようとしている。しかし原発事故により生じた被害の救済は不十分であり、むしろ長期にわたる被害放置を生み出すことが懸念される。現時点において明らかになっていない多様な被害が潜在化している可能性を常に念頭においておかなければ、これから先、20 年後、50 年後も、原因企業や政府は、被害の顕在化のたびに対応を迫られることになる。そのような愚を回避すべく、また結果として早期的な問題解決へと至るよう、原因企業、行政、および司法は、現行の原賠審指針に固執せず、被害に真摯に向き合い、公正な判断を下すことを期待する。また、被害実態に即した原賠審指針の中身と運用の抜本的な見直しに、早々に着手すべきである。

(2) 第 25 期日本学術会議新規会員任命拒否への異議 (2020 年 10 月 6 日)

内閣総理大臣は、第 25 期日本学術会議新規会員候補として日本学術会議が推薦した 105 名の候補者のうち 6 名の任命を拒否し、その理由を明らかにしていない。このような決定は、政府による研究者への無言の圧力となり、研究者の自由な発想に根ざした学問の展開と社会の発展を阻害するものである。これに対し、日本学術会議は 2020 年 10 月 2 日、内閣総理大臣に宛て「第 25 期新規会員任命に関する要望書」を提出した。

環境社会学会理事会は、日本学術会議による上記要望書を支持し、同会議が推薦した会員候補者が任命されない理由を明らかにすること、および 2020 年 8 月 31 日付で推薦した会員候補者のうち、任命されていない方について速やかに任命することを求める。

10. 事務局からのお知らせ

(1) 入会（2020年4月～9月承認分、敬称略）

氏名（括弧内は所属）、関心領域

入会（11名）

正会員（4名）

仙田 考（鶴見大学短期大学部）

環境学習、SDGs

松本 京子（富山県立大学工学部）

地域のレジリエンス

前田 豊（信州大学人文学部）

数理社会学、計量社会学

西川 優花（アジア経済研究所／日本学術振興会）

乾燥地域における自然資源管理、自然観

学生会員（6名）

小林 夏子（早稲田大学大学院修士課程）

農村開発 東南アジア地域研究 参加型森林保全

矢澤 優理子（千葉大学大学院博士後期課程）

造園計画学

木幡 三津久（東京農業大学大学院生物産業学研究科博士後期課程）

環境保全型農業

笠原 恵美（武蔵野大学大学院環境学研究科）

環境経済、環境正義、構造的不正義、再生可能エネルギー、環境理念、環境社会学

藤原 厚作（京都大学大学院農学研究科博士後期課程）

農村社会学、地域社会学、環境社会学、科学技術社会論

土屋 憧真（京都大学大学院農学研究科）

農民の思想および農業・農村の近代化過程

外国人員（1名）

林 聖昌（台湾 國立政治大学社会学部）

社会変動論、経済社会学、政治社会学、発展社会学

退会（3名）

辻 岳史、中川 大介、三木 奈都子

(2) 会費納入のお願い

会費未納の方は、早期納入にご協力をお願い致します。なお3年以上の長期滞納の場合は、会則第7条により会員資格を失いますのでご注意ください。

(3) メールマガジンの受信アドレス登録

原則として月に2回、メールマガジンを発行しております。届いていない会員の方で受信希望の方は事務局までご連絡ください。

(4) 郵送とりやめのお知らせ

本ニューズレターは刊行以来、郵送でお届けして参りましたが、6月の総会で承認されましたように、経費削減の観点から次号(2021年4月発行予定)より、原則として電子版のみを登録アドレス宛にお送りすることになりました。本号が、郵送にてお届けする最後となります。ご希望の方には引き続き郵送でお送りしますので、その旨を2021年2月までに事務局にお知らせください。

『環境社会学会ニューズレター』
第73号（通算78号）

発行日：2020年11月5日

●
JAES Newsletter

No. 73

November. 5. 2020

●
編集・発行：環境社会学会事務局（事務局長 浜本篤史）

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5

アカデミーセンター国際文献社内

Tel 03-5389-6237 E-mail:jaes-post@bunken.co.jp

郵便振替口座：00530-8-4016

口座名：環境社会学会

<http://www.jaes.jp>
